

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	令和6年6月26日
【会社名】	SPK株式会社
【英訳名】	SPK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沖 恭一郎
【本店の所在の場所】	大阪市福島区福島五丁目6番28号
【電話番号】	06(6454)2002
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 藤井 修二
【最寄りの連絡場所】	大阪市福島区福島五丁目6番28号
【電話番号】	06(6454)2002
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 藤井 修二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和6年6月25日開催の当社第153回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和6年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

沖 恭一郎、藤井修二、木村彰良、上田耕司及び西島康二を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

清水敏夫、赤崎雄作及び藤原友江を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

山本 創を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、既存の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。また、本譲渡制限付株式割当のために発行または処分される当社の普通株式の総数は年間30,000株以内とし、付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内といたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権・無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権・無効（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案				（注）1	
沖 恭一郎	70,844	3,518	0		可決 94.97%
藤井 修二	71,251	3,111	0		可決 95.51%
木村 彰良	71,271	3,091	0		可決 95.54%
上田 耕司	71,271	3,091	0		可決 95.54%
西島 康二	71,240	3,122	0		可決 95.50%
第2号議案				（注）1	
清水 敏夫	71,097	3,265	0		可決 95.31%
赤崎 雄作	71,212	3,150	0		可決 95.46%
藤原 友江	71,224	3,138	0		可決 95.48%
第3号議案				（注）1	
山本 創	73,449	913	0		可決 98.46%
第4号議案	73,343	1,019	0	（注）2	可決 98.32%

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより本決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権・無効の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上